

第5回口頭弁論（結審）
（奈良 NHK 裁判大阪高裁控訴審）報告

2022年2月28日

1. 2022年2月21日（月）13時30分から11時
2. 大阪高裁202号大法廷
第6民事部B係 大島 眞一裁判長、他2名の裁判官
3. 控訴人弁護団：佐藤 真理 弁護団長、白井 啓太郎、辰巳 創史、星 雄介、
今治 周平、松本 耕平の各弁護士
4. 被控訴人代理人：平山 浩一郎 弁護士
5. 傍聴者29名、控訴人席5名（名古屋、大阪、神戸から参加あり）
6. 進行協議

①今回で結審する。

②判決言い渡し期日は2022年5月27日（金）13時30分とする。

7. 控訴人宮内正蔵さんが、意見陳述をしました。（陳述書別紙）

- ①共産党の議員として生駒市議会議員を6期24年務めたこと、19年前に心筋梗塞で3回の心臓手術をしたことを自己紹介しました。
- ②2009年にNHKと受信契約をした。その時、放送法4条に書かれている「政治的公平」、「報道は事実を曲げない」、「意見の対立している問題はできるだけ多くの角度から論点を明らかにする」ものと理解して、契約締結した。
- ③2012年12月の解散総選挙をめぐるNHKのニュース報道番組に疑念を持った。それは、自民、民主、維新などの第3極についての報道が圧倒的に多かったこと、選択肢が「2大政党」と第3極であるという限定された印象を作りだしたこと、政党への時間配分が不公平であったことなどでした。
- ④2014年1月25日舛井会長就任記者会見で、「政府が右と言っているのに左と言うわけにはいかない」、「従軍慰安婦はどこにもあった」などと発言した。これらは不偏不党を保証する放送法の趣旨を逸脱し、公共放送NHKの会長の資格を欠くものでした。
- ⑤国民の多数が反対であった東京オリ・パラのNHK報道は、開催まで連日準備動向を伝えた。聖火リレー中継で「五輪反対」の音声を消し、これは事実そのものを抹消するという放送法に抵触する行為でした。開催中は、ほぼ五輪一色の報道でした。
- ⑥昨年9月の自民党総裁選挙の報道は、テレビジャックされたかのようにであった。この総裁選挙は、その後に控える衆院選挙（10月31日投票）の大規模・組織的な事前運動であり、NHKの報道はそのお先棒を担うものでした。コロナ禍が大変な時に、自民党は国民が要求する臨時国会を開かず、一政党の党内手続きにすぎない総裁選の大々的な報道は公選法の事前運動禁止に反し、放送法に逸脱する

ものであった。

- ⑦昨年12月のBS番組「河瀬直美が見つめた東京五輪」で、「五輪反対デモに参加しているという男性」、「実はお金をもらって動員されていると打ち明けた」という裏付け取材されていない字幕が付けられて放映された。事実上捏造にあたりと指摘されている。原因の解明、対策、責任の所在を明らかにすべきである。
- ⑧以上のような数々の放送法違反のニュース報道は心臓に既往症のある身にとって精神的苦痛は耐えがたいもので、発作などが起こらないか不安な時を送っている。
- ⑨裁判で取り上げた諸番組の問題点、疑念について、NHKは真摯に検証していただきたい。

8. 佐藤真理弁護士が、最終準備書面に基づいて意見陳述を行いました。

(控訴人最終準備書面、陳述書別紙)

- ① 本裁判は、視聴者が、「国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与する公共放送」、「権力監視の役割を果たす『市民的公共放送』の実現を目指して起した裁判である。
- ② 一審判決は、放送法順守義務は一般的抽象的に負担する義務であって、受信契約者に対する義務ではないと判示した。
- ③ 個々の受信契約者に対して、具体的な権利性を認めると、NHKの番組編集の自由が著しく制約されるとする一審判決は誤りであり、放送法順守の義務を視聴者に対する個別具体的な義務と捉え、司法救済を認めるべきである。(田島泰彦氏、西土彰一郎氏、稲葉一将氏、須藤春夫氏、醍醐聰氏、長井暁氏の6名の専門家の論文、意見書)
- ④ 本来「番組編集の自由は」は権力を監視し、時には権力に対峙するための重要な武器として報道機関に与えられているものである。視聴者に対して、振りかざすものではない。
- ⑤ これまで、原告・控訴人側は、NHKのニュース報道が放送法4条および国内番組基準に違反していることを主張立証してきた。しかしながら、放送法違反の放送事例が絶えない。昨年9月の自民党総裁選挙報道、その後の衆院選挙報道、12月26日のBS1「河瀬直美が見つめた東京五輪」字幕テロップ問題、経営委員会によるNHK会長への厳重注意、経営委員会の議事録隠しなど。
- ⑥ 放送への苦情や放送倫理の問題に対応する機関としてBPOがあるが、基本的には放送倫理向上を目指す機関で、ニュース報道に対して、「放送法順守義務を果たしておらず、違法である」と判断する権限を持っていない。視聴者がNHKに放送法4条を遵守した放送をするよう求める手段は訴訟による以外にはない。NHKの番組編成の自由を侵害しない訴訟形式としては、確認請求と損害賠償請求が最も適切である。このことは、放送の専門家らが挙げて、理論的に明らかにしている。
- ⑦ 本裁判は、最高裁の判断を受けるべき訴訟であるが、大阪高裁が一審判決を乗り越え、控訴人らの放送法順守義務確認請求、損害賠償請求に正面から向き合

い、実体判決が行われることを強く求める。

10. 被控訴人 NHK の訴訟代理人の意見陳述はなかった。

以上

添付資料

- ・ 控訴人準備書面（3）
- ・ 控訴人最終準備書面
- ・ 宮内正厳意見陳述書
- ・ 佐藤真理弁護士意見陳述書